

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

説明資料

2026年2月

金 融 庁

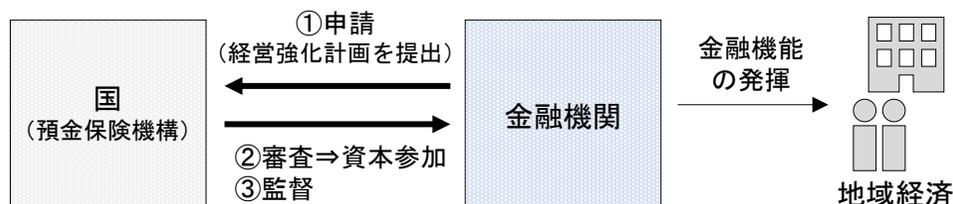
金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

人口減少等の環境変化の中で、**地域金融機関等が経営基盤の強化を図り、地域経済に貢献する役割を十分に発揮していくための環境整備の一環として、金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等を行う。**

1. 資本参加制度

自己資本の充実を図る**地域金融機関等**に対し、国（預金保険機構）が**公的資金による資本参加**を行う制度

※申請期限は2026年3月末、財源は預金保険機構が政府保証付で市場調達
※東日本大震災・新型コロナに対応した特例では、①②の要件を一部緩和



●申請期限を「当分の間」に設定

●大規模な災害や新たな感染症のまん延等に備え、**資本参加の特例をあらかじめ整備**（特例が適用される災害等を告示で指定）

●**資本参加先の適切な経営管理等の確保**のための規定を整備

- ・金融機能強化審査会の意見聴取の全件必須化
- ・経営強化計画の変更命令の創設
- ・協同組織金融機関における独立性が高い員外監事等の選任

※併せて、資本参加先に対するモニタリングを強化（経営管理態勢や法令等遵守態勢等の検証の適時適切な実施等）

2. 資金交付制度

合併・経営統合等を実施する地域金融機関等に対し、国（預金保険機構）が追加的な**初期コストの一部について資金交付**を行う制度

※申請期限は2026年3月末、財源は資本参加で得た配当金等

●申請期限を「2031年3月末」まで延長

※相乗効果が期待できる独占禁止法の特例法が2030年11月までに廃止予定

●市場での株式取得による子会社化を交付対象に追加するとともに、**経営統合後の一定期間内の申請を容認**

●地域経済の活性化に向けた取組を前提に、**中小の地域金融機関等によるシステム共同化を支援する枠組みを整備**（設計・開発期間等を考慮し、申請期限は「2036年3月末」まで）

【内閣府令等の主な内容】

[合併・経営統合等]

現行制度

上限額 30億円
補助率 1/3

引上げ

50億円
銀行1/3 協金1/2

（地域の持続可能性の確保等に特に資する場合）

75億円
1/2

[勘定系システムの共同化]

①共同システムへの新規加盟等

上限額 15億円
補助率 銀行1/4 協金1/3

②中央機関等による協金のための共同システムの更改

上限額 150億円
補助率 1/4

※いずれの場合も、交付対象となる経費にシステム解約違約金を追加

3. その他の改正

●両制度の期限延長・拡充に伴い必要となる財源確保のため、預金保険機構の金融再生勘定から金融機能強化勘定への剰余金の繰入規定を整備

●協同組織金融機関に対する優先出資を行いやすくするため、債権者保護手続の整備とあわせて優先出資の消却方法を弾力化〔優先出資法〕

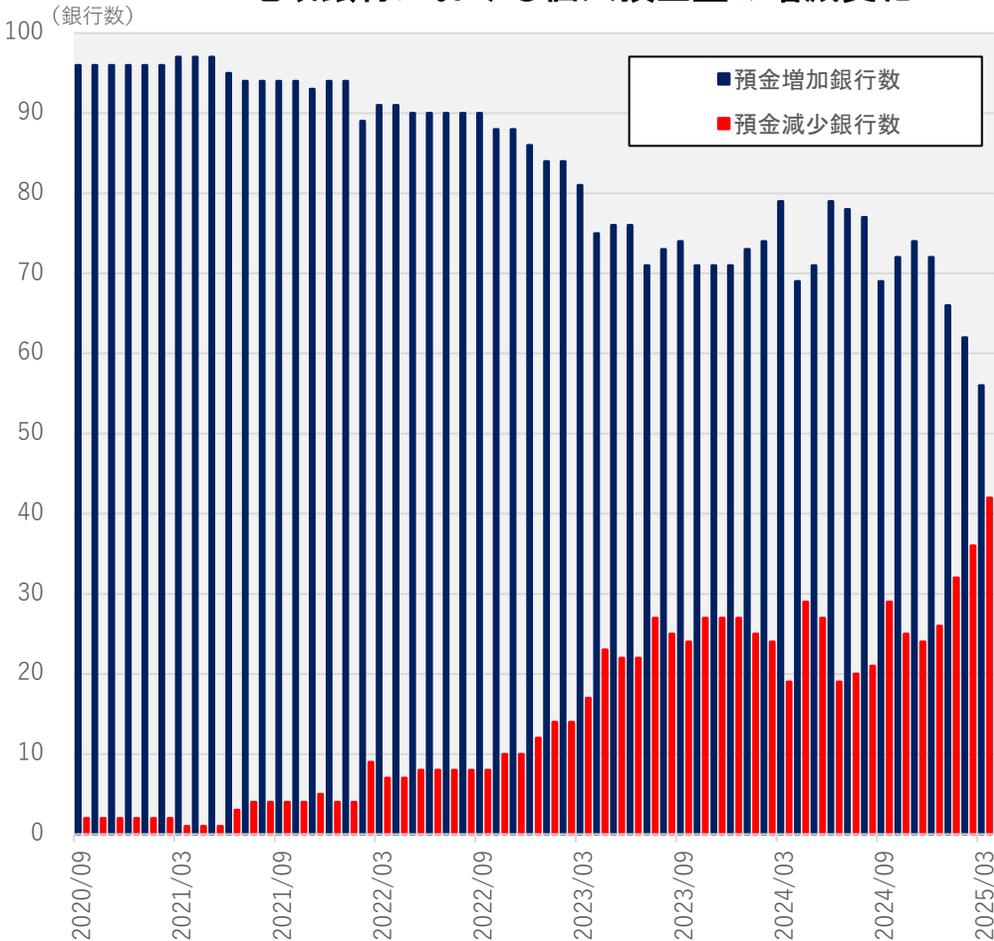
※このほか、上記の期限延長・拡充に伴う組織再編成法の所要の改正を行う。

また、金融機能強化法第34条の11第2項のほか、同法について平成16年の制定時及び平成17年・平成23年・平成25年・令和3年の改正時に手当てする必要があった規定の修正等を行う。

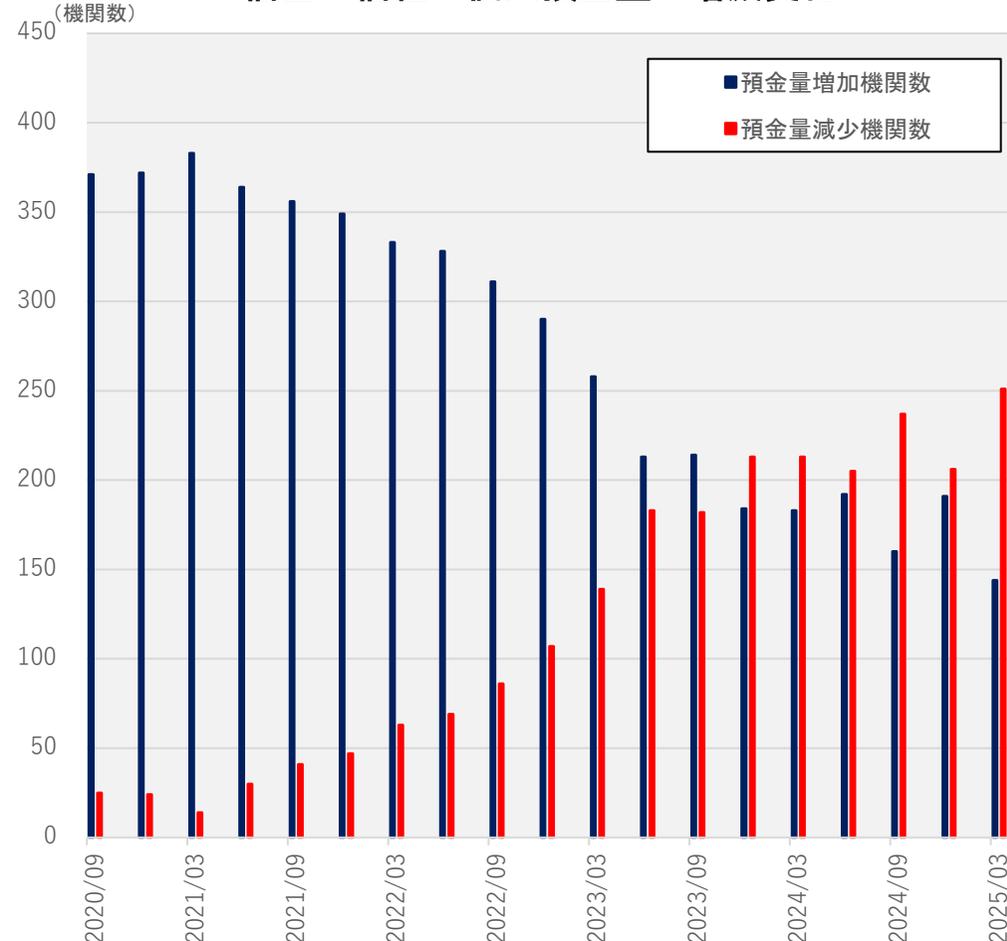
地域金融機関の預金量の変化

- 人口減少等を背景として、地域金融機関の預金量は停滞しつつある。
- 2021年以降、個人預金量が減少する地域金融機関の数が増加傾向。特に信金・信組において、2023年12月以降、個人預金量が減少する機関数は預金量が増加する機関数を上回っている。

地域銀行における個人預金量の増減変化



信金・信組の個人預金量の増減変化

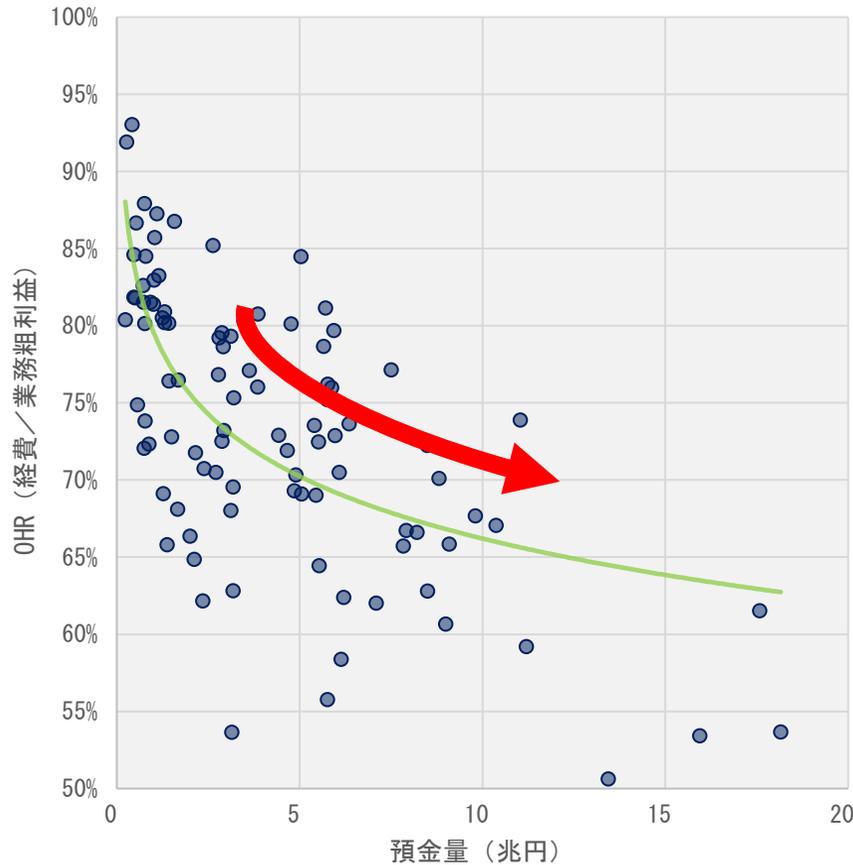


※前年同月比で個人預金量が増加又は減少した地域銀行（左図）、信金・信組（右図）の数を示す。
（資料）金融庁

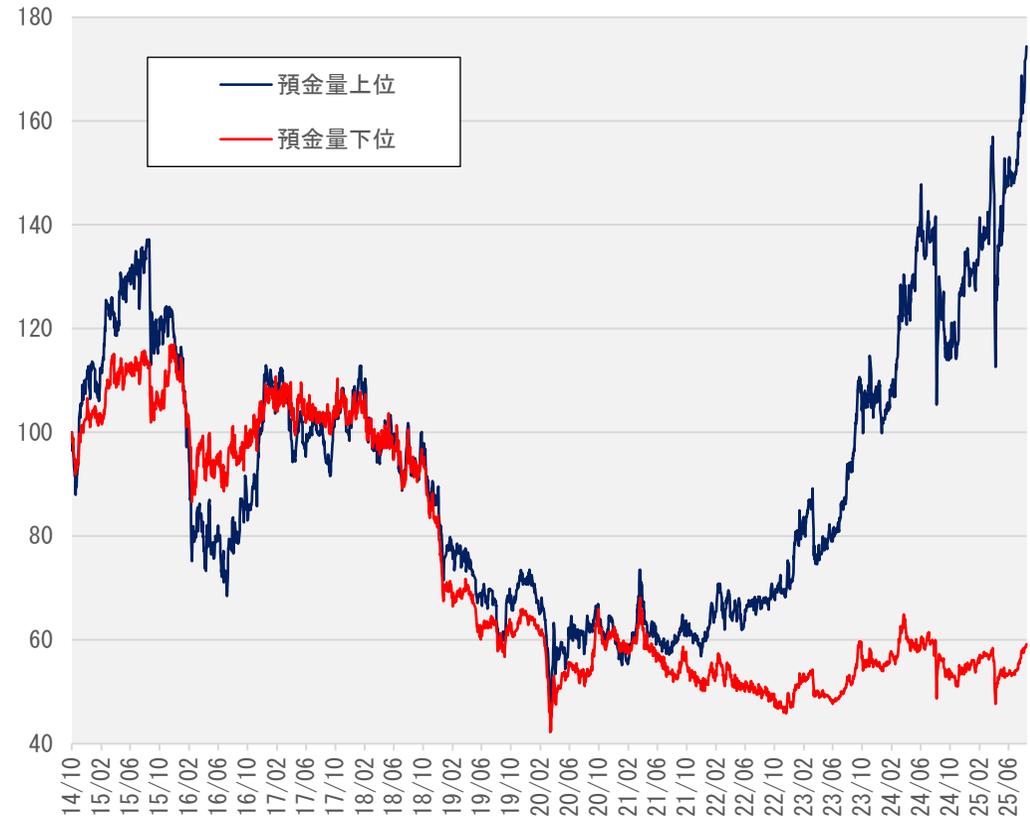
地域金融機関の経営状況の二極化の兆候

- 地域金融機関の経営状況は二極化の兆候が見える。例えば、地域金融機関の規模（預金量等）と経費率の間には負の相関関係がある。

預金量と経費率（OHR）の相関（地域銀行）



預金量上位地銀と下位地銀の株価推移



※左図のOHRは過去15年間の平均を指す。右図は、2014年10月時点から上場している地銀のうち預金量上位15位と下位15位の株価（2014年10月1日時点の株価を100として指数化）の平均推移を示す。
預金量はいずれの図も2025年3月末時点を参照。
（資料）金融庁

- 地域において**人口減少・少子高齢化**が進行し、**地域企業の人手・後継者不足**も深刻化。こうした課題に対応しつつ、地域経済が発展していくため、**地域金融には**、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることにとどまらず、
 - ✓ 内外のプレイヤーと連携しつつ、**中堅・中小企業による研究開発や設備投資、事業買収などを、戦略面・ファイナンス面で後押し**し、成長につなげること、
 - ✓ 企業の**M&A・事業承継や事業再生、経営人材確保、DXを支援**すること、
 - ✓ 官民連携の**まちづくりへの参画**などを通じ、地域課題の解決に資すること、等を通じて**地域経済に貢献する力**（＝「**地域金融力**」）を**発揮**していくことが強く期待されている。
- ⇒ 地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくための政策を総動員する。

- **地域金融機関は、十分な経営体力・収益基盤を確保し**、地域の「要」として上記の**地域金融力を発揮**していくことが求められるが、その役割を将来にわたって果たしていく上での**課題に直面**。
 - ✓ 経済・市場の変動への対応に加え、高度化する**サイバー攻撃やマネロンへの対応**等が求められ、金融サービスを安定的に提供するための**コストは増大**し、規模の大小に関わりなく**高度なシステムや専門人材確保の必要性**も高まっている。
 - ✓ **預金減少に直面する地域金融機関**では、中長期的に**経営の選択肢が狭まる可能性**がある。
 - ✓ さらに、**大規模な自然災害や新たな感染症のまん延**等が生じれば経営基盤が大きく損なわれる。
- ⇒ このような課題を踏まえつつ、地域金融機関が地域社会からの期待に応え続けていくための環境整備にも取り組む。

（その一環として、金融機能強化法等の改正法案の次期通常国会への提出を目指す）

地域金融力強化プランの概要

- 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する**地域が持続的に発展**を目指す中で、**地域金融の地域経済に貢献する力**（＝「**地域金融力**」）への期待は極めて強い。
- **地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤー**が連携して地域金融力を発揮していくため、①**地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決**、②**地域金融力発揮のための環境整備**からなる**地域金融力強化プラン**を強力に推進する。

① 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

- 内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業等への成長支援**
 - ✓ 地域における成長意欲の高い中堅・中小企業を支援するため、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進するとともに、地域金融機関への知見提供等を行う
- M & A・事業承継や経営者等の人材確保の支援**
 - ✓ 監督指針の改正等を通じ、地域金融機関によるM&A・事業承継や人材確保の支援機能の強化を後押し
- 早期の経営改善や円滑な事業再生等に向けた支援の促進**
 - ✓ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの改正の検討や、REVICの体制整備等により、事業者への円滑な事業再生支援を図る
 - ✓ 地域におけるメインバンクの状況に関するデータを踏まえ、メインバンク機能の強化に向けた方策を検討
- 企業価値担保権も活用した事業性融資の推進**
 - ✓ 2026年5月導入の企業価値担保権活用に向けた環境整備を進める
- スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援**
 - ✓ ベンチャーデット等に関する金融検査・監督の具体的な考え方を示す
- 経営者保証に依存しない融資の促進**
 - ✓ 監督指針を改正し、金融機関や事業者の行動変容を一層拡大
- 地域企業へのDX支援の推進**
 - ✓ 地域企業のデジタル化とデータ利活用の高度化を一層支援できるよう監督指針の改正等を実施
- 地域課題の解決**
 - ✓ 地域金融機関による地域課題の解決に資する以下の取組を推進
 - (1) ローカル・ゼブラ企業等へのインパクト投資の推進
 - (2) 地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画
 - (3) 農林水産分野における課題解決に向けた関係省庁との連携の推進
 - (4) 過疎地における顧客サービス維持に向けた取組の推進
 - (5) 地域における資産形成や金融経済教育における貢献
 - (6) 金融・資産運用特区の取組の推進
- 地域金融機関による地域活性化の取組の促進**
 - ✓ 地域活性化の取組に関する事例集を取りまとめるとともに、関係者が連携して知恵を出し合う場を創り、こうした取組を促進する
 - ✓ 各地域の状況を踏まえながら地域金融力の発揮を促すとともに、その取組を評価し、更なる取組につなげていく
- 投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進**
 - ✓ 投資専門会社の出資に関する要件について、更なる緩和・明確化を検討

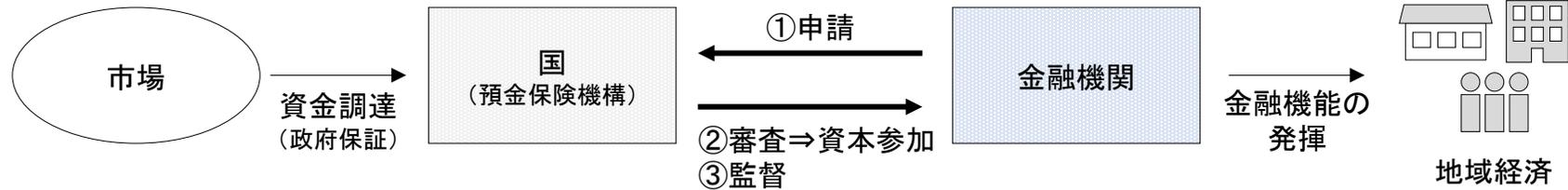
② 地域金融力発揮のための環境整備

- 地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組**
 - ✓ 複数の金融機関による、内部監査の共同化のための方策の検討や、システムの合理化・持続化等のための共同利用の推進
- 金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等**（改正法案の次期通常国会への提出を目指す）
 - 資本参加制度の期限延長・拡充**
 - ✓ 資本参加制度を「当分の間」の措置とする
 - ✓ 大規模な自然災害等に備え、資本参加の特例を予め整備
 - ✓ 資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のための規定を整備
 - 資金交付制度の期限延長・拡充**
 - ✓ 申請期限を2031年3月末までの5年間延長
 - ✓ 交付上限額・補助率を引き上げる（例：上限額30億円→50億円等）とともに、交付対象行為・経費を拡充
- 優先出資の消却方法の弾力化**
 - ✓ 協同組織金融機関に対する優先出資を行いやすくするため、債権者保護手続の整備とあわせて優先出資の消却方法を弾力化
- その他の環境整備**
 - (1) 早期警戒制度の見直し
 - (2) モニタリングの強化等
 - ✓ 財務局を含めたモニタリング体制を抜本的に強化
 - ✓ 金融仲介機能の発揮についてモニタリングを実施
 - (3) 地域金融機関における業務改善の取組（生成AI導入、兼業・副業）
 - (4) 同一グループ内の兄弟銀行間等における大口信用供与規制の特例承認の見直し

資本参加制度の期限延長・拡充

現行制度の概要

- 自己資本の充実を図る地域金融機関等に対し、国（預金保険機構）が資本参加を行う制度（2004年創設）
- 財源は、預金保険機構が政府保証付で市場から調達した資金
- これまで4度にわたり期限延長を重ねてきたが、2026年3月末に申請期限が到来



課題

- 地域金融機関等が人口減少等の構造的課題に対応し、引き続き地域経済に貢献していくためには、自己資本の充実を含む経営基盤の強化が不可欠
- 将来、大規模な災害等が発生した場合であっても、迅速な復興等に向けて金融機能を維持・強化する必要
(これまでは、東日本大震災と新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、その都度、法改正により資本参加の要件を一部緩和した特例を整備)
- 不祥事案の発生も踏まえ、資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保を図る必要

改正事項

- 申請期限を「当分の間」に設定
【改正金融機能強化法第1条、第3条、第15条、第26条、第34条の2】
 - 大規模な災害や新たな感染症のまん延等に備え、資本参加の特例をあらかじめ整備
(特例が適用される災害等を告示で指定)
【改正金融機能強化法第34条の9の2～第34条の9の14】
 - 資本参加先の適切な経営管理等の確保のための規定を整備
 - ・ 金融機能強化審査会の意見聴取の全件必須化
【改正金融機能強化法第16条、第27条、第34条の3】
 - ・ 経営強化計画の変更命令の創設
【改正金融機能強化法第11条、第21条、第32条、第34の9】
 - ・ 協同組織金融機関における独立性が高い員外監事等の選任
【改正金融機能強化法第4条、第16条、第34条の3】
- ※併せて、資本参加先に対するモニタリングを強化
(経営管理態勢や法令等遵守態勢等の検証の適時適切な実施等)

資金交付制度の期限延長・拡充

現行制度の概要

- 合併・経営統合等を実施する地域金融機関等に対し、国（預金保険機構）が資金交付を行う制度（2021年創設）
情報システム整備等の追加的な初期コストの1/3（上限30億円）が対象
- 財源は、預金保険機構が資本参加先から得た配当金等
- 2026年3月末に申請期限が到来

課題

- 人口減少が深刻化する中、地域における基盤的金融サービスの維持を目指す独占禁止法の特例法と相まって、引き続き地域金融機関等の合併・経営統合等を通じた経営基盤の強化を後押ししていく必要
- 制度創設後の活用実績を踏まえると、より効果的に地域金融機関等の経営基盤の強化に向けた取組を支援していく観点から制度に改善の余地
- 合併・経営統合に限らず、業務の効率化を通じた経営基盤の強化に資する取組を一層強力に支援していく必要

改正事項

- 申請期限を「2031年3月末」まで延長
【改正金融機能強化法第34条の10、第34条の20】
※相乗効果が期待できる独占禁止法の特例法が2030年11月までに廃止予定
- 市場での株式取得による子会社化を交付対象に追加するとともに、経営統合後の一定期間内の申請を容認
【改正金融機能強化法第34条の10、第34条の15】
- 地域経済の活性化に向けた取組を前提に、中小の地域金融機関等によるシステム共同化を支援する枠組みを整備
（設計・開発期間等を考慮し、申請期限は「2036年3月末」まで）
【改正金融機能強化法第34条の16～第34条の20】

【内閣府令等の主な内容】

[合併・経営統合等]

現行制度

上限額 30億円
補助率 1/3

引上げ

50億円
銀行1/3 協金1/2

（地域の持続可能性の確保等に特に資する場合）

75億円
1/2

[勘定系システムの共同化]

①共同システムへの新規加盟等

上限額 15億円
補助率 銀行1/4 協金1/3

②中央機関等による協金のための共同システムの更改

上限額 150億円
補助率 1/4

※いずれの場合も、交付対象となる経費にシステム解約違約金を追加

その他の改正

(1) 金融再生勘定から金融機能強化勘定への繰入規定の整備 【改正金融機能強化法第45条の2】

- 資本参加制度と資金交付制度の期限延長・拡充を受け、将来にわたって預金保険機構の金融機能強化勘定の財務の健全性を確保していく必要
- このため、預金保険機構の金融再生勘定から金融機能強化勘定への繰入規定を整備

※預金保険機構の金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定への繰入規定は整備済み

⇒これらの繰入規定により、将来的に国民負担を生じさせないための備えとして、金融機能強化勘定に約1.3兆円を留保（残余の剰余金2,400億円は令和8年度中に国庫納付）

(2) 優先出資法の改正 【改正優先出資法第15条、第44条～第44条の4】

- 優先出資制度は、協同組織金融機関の資本調達について、会員・組合員からの普通出資を補完する制度として、会員・組合員以外の者からの優先出資を可能とするもの（1994年創設）
- 優先出資の消却原資は、普通出資の増加分や剰余金に限定されているため、優先出資の出し手は、投下資金の回収可能性が予見し難く、優先出資を行いにくい状況
- このため、債権者保護手続の整備とあわせて優先出資の消却方法を弾力化（具体的には、十分な自己資本が確保されている場合には、資本金等を剰余金に振り替えて消却原資とすることを容認）

※このほか、資本参加制度と資金交付制度の期限延長・拡充に伴う組織再編成法の所要の改正を行う。【改正組織再編成法第2条、第3条】
また、金融機能強化法第34条の11第2項のほか、同法について平成16年の制定時及び平成17年・平成23年・平成25年・令和3年の改正時に手当てする必要がある規定の修正等を行う。

【施行期日】

- 資本参加制度と資金交付制度の期限延長に係る改正は公布の日に施行
- 期限延長以外の改正は公布から3か月以内の政令で定める日に施行